入　札　説　明　書

「仙北地域振興局建設部管内図印刷」に係る条件付き一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項等

(1)　仙北地域振興局建設部管内図印刷

(2)　印刷物の内訳

印　　刷　　物	数　量
仙北地域振興局建設部管内図（その１）［Ａ０版　縮尺 1/50,000］	300 部
仙北地域振興局建設部管内図（その２）［Ａ０版　縮尺 1/50,000］	300 部
仙北地域振興局建設部管内図（縮小版）［Ｂ１版　縮尺 1/100,000］	300 部
仙北地域振興局建設部管内図（道路版／河川版データ）	１式

(3)　印刷物の仕様等

別添仕様書のとおり

(4)　納入期限

令和９年３月 19 日（金）

(5)　納入場所

大仙市大曲上栄町 13 番 62 号　秋田県仙北地域振興局建設部

2　入札に参加する者に必要な資格等

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(2)　秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。

(3)　秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（令和８年度適用）における登載業種が「測量業務」、登載部門が「地図の調整」であること。

(4)　測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量業者として登録されていること。

(5)　秋田県内に本店又は支店、営業所を有していること。

(6)　秋田県税に滞納がない者であること。

3　入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

(1)　提出書類

①　入札参加資格確認申請書

②　秋田県税に滞納がないことを証する書面の写し（提出日から３か月以内のもの）

(2)　提出期間

令和８年 11 月 16 日（月）から同月 30 日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第１項第１号に規定する県の休日を除く。

(3)　提出時間

午前９時から午後５時まで

(4)　提出場所

郵便番号 014 － 0062　大仙市大曲上栄町 13 番 62 号

秋田県仙北地域振興局総務企画部　総務経理課　総務経理チーム

（電話番号 0187 － 63 － 5223）

(5)　提出部数　１部

(6)　郵便による場合は、書留にて令和８年 11 月 30 日（月）午後５時までに(4)に定める場所に必ず到着させること。

(7)　提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和８年 12 月４日（金）までに申請者に対して書面により別途通知する。

(8)　申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。

(9)　入札参加確認を得た場合であっても、入札日までの間に入札参加資格要綱第 11 条第１項に基づく入札参加資格者の決定の取消し又は同条第３項に基づく資格効力の停止を受けている者は、入札に参加することができない。

4　入札書の提出方法等

(1)　入札は入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2)　入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3)　入札書は封筒に入れ、「仙北地域振興局建設部管内図印刷」と記載の上、提出すること。

(4)　郵便による入札は認めないこととする。

5　入札及び開札の日時及び場所

令和８年 12 月 7 日（月）午前 10 時

大仙市大曲上栄町 13 番 62 号　秋田県仙北地域振興局１階第二会議室

6　入札及び開札の方法等

(1)　入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いの上、行うものとする。

(2)　入札及び開札会場に持参するもの

・開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）

・再度の入札に使用する印鑑

・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

7　入札執行回数等

(1)　入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、原則として２回までとする。

(2)　当該入札への参加者が１者であった場合でも、入札を執行するものとする。

8　落札者の決定方法等

(1)　予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低いものを落札者

とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2)　７(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

(3)　12 に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

9　入札書に記載する金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除する。

(2)　契約保証金

①　落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第 177 条第２項第１号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第 178 条の規定により次の各号の一に該当する者で、当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該保険契約証書

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体と、当該入札物品又はこれに相当する物品の売買契約で１件の契約につき当該契約希望金額の５割を超える契約を２件以上締結し、履行したときは、当該契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

②　落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

11　入札書の書き換え等の禁止

入札参加者は、当該入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることができない。

12　入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

ア　委任状を持参しない代理人のした入札

イ　入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2)　入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者

のした入札

(3)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札

(4)　同一の入札について、２人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5)　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6)　入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7)　記名押印を欠く入札

(8)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

13　その他

(1)　印刷の仕様に対する質問及び回答

①　印刷の仕様に対する質問がある場合は、令和８年 11 月 25 日（水）まで、秋田県仙北地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チームに文書で提出すること。

②　上記質問に対する回答は、令和８年 11 月 27 日（金）までに秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(2)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3)　本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

(4)　本入札の落札者は、契約締結までに入札金額の内訳を書面で提出しなければならない。

14　問い合わせ先

入札手続等に関する照会先

秋田県仙北地域振興局総務企画部　総務経理課　総務経理チーム

（電　話　0187 － 63 － 5223）

（ＦＡＸ　0187 － 63 － 6369）